

令和6年度答申第65号
令和7年2月4日

諮問番号 令和6年度諮問第87号、第88号、第89号及び第90号（いずれも
令和6年12月23日諮問）
審査庁 法務大臣
事件名 死亡届書の記載事項証明書不交付決定に関する件4件

答 申 書

審査請求人Xからの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件各審査請求は棄却すべきである旨の各諮問に係る判断は、いずれも妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件各審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が戸籍法（昭和22年法律第224号）48条2項の規定に基づく死亡届書の記載事項証明書の交付を求める4件の請求（以下「本件各交付請求」という。）をしたのに対し、A地方法務局長（以下「処分庁」という。）がこれらを不交付とする各決定（以下「本件各不交付決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれらを不服として各審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

戸籍法48条2項は、利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届書その他市町村長の受理した書類の閲覧を請求し、又はその書類に記載した事項について証明書を請求することができる旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和5年12月19日、処分庁に対し、審査請求人が被告人として判決を受けた事件（以下「本件事件」という。）の被害者とされるB、C、D及びE（以下「届書本人ら」という。）の死亡届書に係る記載事項証明書（以下「本件各証明書」という。）の交付請求（本件各交付請求）をした。

（各死亡届の記載事項証明書請求申立書）

- (2) 処分庁は、令和6年3月5日付けで、本件各交付請求に対し、「「被害者」と「加害者」という関係性は、戸籍法第48条第2項に定める利害関係人に該当せず、同項の要件を満たしていることを確認することができないため。」との理由を付して、本件各不交付決定をした。

（各決定書）

- (3) 審査請求人は、令和6年3月18日、審査庁に対し、本件各不交付決定を不服として、本件各審査請求をした。

（各審査請求申立書）

- (4) 審査庁は、令和6年12月23日、当審査会に対し、本件各審査請求を棄却すべきであるとして、本件各諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

本件各不交付決定には不服があり、処分庁は本件各証明書を交付すべきである。

- (1) 審査請求人は、平成a年b月c日、殺人の公訴事実により起訴され、平成d年e月f日、死刑判決（以下「本件判決」という。）が確定した。
- (2) 審査請求人は、本件判決に対して再審請求をし、本件事件について無罪であると主張しているところ、当該再審請求における証拠として提出するために、本件事件の被害者である届書本人らの本件各証明書を提出する必要がある。
- (3) 戸籍法48条2項に規定する要件に該当するかについては、次のとおりである。

ア 審査請求人と届書本人らとの関係性は、本件事件における加害者と被害者というものであるから、戸籍法48条2項に規定する「利害関係人」に該当する。

イ また、審査請求人は、本件事件とは無関係であるにもかかわらず、毎日、

死刑の執行がされるのではないかと憤慨や恐怖を抱いて過ごしている上、本件事件の被害者4名（届書本人ら）の死因については、FがGであると記者会見していたが、その後、HがIであると記者会見したなどという経緯があるにもかかわらず、本件事件の裁判において、死亡届、死体検案書、死亡診断書及び解剖結果が提出されていないことから、本件各証明書によって事実を立証する必要がある。

したがって、審査請求人には、戸籍法48条2項に規定する「特別の事由」がある。

（各死亡届の記載事項証明書請求申立書、回答書、各審査請求申立書）

第2 審査庁の各諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

1 関係法令等とその解釈

- (1) 戸籍法48条2項の規定は、届書類が原則として非公開であることを明らかにする趣旨であると解される。その理由としては、届書類には戸籍に記載されない個人の秘密に関する事項が多数記載されているため、その秘密を保持し、かつ、届出人が公開をおもんぱかって、正確な記載をちゅうちょすることのないよう配慮する必要上からとされており、届書類の記載事項の正確性の確保にとどまらず、届書類及びこれらの添付書類に記載された届出人のプライバシーの保護の要請から、届書類が原則として非公開とされたものと解される。
- (2) 他方、戸籍法48条2項の規定は、一定の条件の下で届書類の閲覧又は記載事項証明書を請求することができるとしている。この趣旨についてみると、戸籍制度は、人の親族的な身分関係を登録し、これを公証することを目的とする制度であって、その公証の手段としては、第一義的には戸籍謄本等の交付によって行われることが想定されていることを踏まえると（戸籍法10条参照）、安易に届書類の閲覧又は記載事項証明書の交付請求に応じることとなると、公証の手段として第一義的には戸籍謄本等の交付によって行うこととした戸籍制度の根本的な制度趣旨を損なう事態が生ずることとなりかねないといえ、戸籍法48条2項に規定されるとおり、利害関係人による請求であって、特別の事由がある場合に限り、届書類の閲覧又は記載事項証明書の交付を認めたものと解される。
- (3) そうすると、戸籍法48条2項の規定する「利害関係人」とは、届出事件の本人、届出人、届出事件の本人の家族、親族又は官公吏（職務の執行に関

係のある場合に限る。)に限られると解するのが相当である。

2 上記1の考え方を前提とした審査庁としての判断

- (1) 審査請求人と届書本人らとの関係性は、本件事件における加害者と被害者というものとどまり、審査請求人は、届出事件の本人、届出人、届出事件の本人の家族、親族又は官公吏（職務の執行に関係のある場合に限る。）のいずれにも該当しない。

したがって、審査請求人は、戸籍法48条2項に規定する「利害関係人」に該当しない。

- (2) なお、本件各証明書を請求するためには、利害関係人であるほかに、「特別の事由」があるかも問題となることから、この点についても念のため検討する。

審査請求人は、本件事件の再審請求において、審査請求人が無罪であることを立証するために本件各証明書が必要であると主張するものと解される。

しかし、審査請求人の主張を精査しても、本件事件の再審請求における主張、争点、証拠関係、証拠構造等を踏まえた本件各証明書の重要性の有無及びその程度は判然としない。戸籍法上、死亡届書を含む届書の記載事項証明書等の請求ができる者を制限している趣旨は上記1のとおりである一方で、本件各証明書の重要性については判然としないことを踏まえれば、本件各証明書を請求する利益が当該趣旨を貫徹する利益を上回るとの事情はうかがわれない以上、戸籍法48条2項に規定する「特別の事由」があるとは認められない。

- 3 以上のとおり、本件各不交付決定には違法又は不当な点は認められず、本件各審査請求には理由がないから、本件各審査請求は棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件各諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 本件では、本件各審査請求から本件各諮問までに約9か月もの期間が経過しており、審査庁においては、手續の迅速化を図ることが求められる。
- (2) 上記で指摘した点以外には、本件各審査請求から本件各諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件各不交付決定の適法性及び妥当性について

- (1) 戸籍法48条2項は、「利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届出その他市町村長の受理した書類の閲覧を請求し、又はその書類に記載した事項について証明書を請求することができる。」と定めている。

これは、届書類が原則として非公開であることを前提とするものであるが、その趣旨は、届書類には戸籍に記載されない個人の秘密に関する事項が多数記載されているため、その秘密を保持し、かつ、届出人が公開をおもんばかって正確な記載をちゅうちょすることがないよう配慮する必要があるためと解すべきである。

そして、戸籍制度の下では、戸籍の記載事項の公証は第一義的には戸籍謄本等によって行われるものであるから、安易に届書類の閲覧又は記載事項証明書交付を認めることはできず、利害関係人が特別の事由がある場合に限定して、届書類の閲覧又は記載事項証明書の交付を認めたものと解すべきである。

そうすると、戸籍法48条2項の「利害関係人」とは、届出事件の本人、届出人、届出事件の本人の家族、親族又は官公吏（職務の執行に関係のある場合に限る。）に限定するのが相当であり、かかる「利害関係人」に該当する者が「特別の事由がある場合」に限って届書類の閲覧又は記載事項証明書の請求ができることとなる。

- (2) 審査請求人は、届出事件の本人、届出人、届出事件の本人の家族、親族又は官公吏のいずれにも当たらず、戸籍法48条2項の「利害関係人」に該当しないことは明らかであり、本件各交付請求を認めることはできない。

3 まとめ

以上によれば、本件各不交付決定が違法又は不当であるとはいえず、本件各審査請求は棄却すべきである旨の各諮問に係る判断は、いずれも妥当である。よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	下	井	康	史